

能登町地域防災計画等作成業務委託実施要領

能登町地域防災計画等作成業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する契約候補者を選定するため、必要な事項を本要領で定めるもの。

1. 業務の趣旨

本業務は、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の教訓を踏まえ、「①地域防災計画、②受援計画、③業務継続計画、④避難所設置・運営マニュアル、⑤災害時職員初動マニュアル（以下「計画等」という。）」について、本町の災害対応に関わるあらゆる主体にとって、利用しやすく、より効果的かつ実効性の高いものとなるよう作成を行うものである。

また、本業務は、計画等の作成にあたり、民間の豊富な知見および高度な専門的スキルを活用し、本町の実態に即した計画等の策定を円滑に進めるに当たり、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

能登町地域防災計画等作成業務

(2) 業務の目的

本業務は、能登町地域防災計画等の作成を行うもの。

(3) 業務内容

別紙1「能登町地域防災計画等作成業務仕様書」のとおり

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、能登町地域防災計画等作成業務の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(4) 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(5) 提案上限額

53,790,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 契約代金の支払い

① 債務負担行為による契約とし、各会計年度における契約代金の支払限度額は次のとおりとする。

令和8年度 17,930,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和9年度 17,930,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和10年度 17,930,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

② 各年度とも契約代金の前払い及び部分払いはしない。

(7) 選定方法

公募型プロポーザル方式 とする

(8) その他

本仕様書に基づく契約は、単独企業での契約に限らず、複数企業によるコンソーシアム契約も認めるものとする。ただし、コンソーシアム契約における代表企業および責任分担については、契約締結時に明示すること。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている単独事業者又は共同企業体であること。

(1) 単独事業者の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に基づく資格制限に該当する者でないこと。
- イ 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間において、国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けている期間でないこと。
- ウ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- エ 平成 23 年度以降、国又は自治体における①地域防災計画、②受援計画、③業務継続計画、④避難所設置・運営マニュアル、⑤災害時職員行動マニュアルの作成や修正に係る業務について、①から⑤まですべての契約実績を有すること。ただし、業務名称は問わない。

(2) 共同企業体の要件

共同企業体（以下「JV」という。）を構成するすべての事業者は、前号アからウを満たしていること。また、JV を結成する場合は、代表者を決定すること。なお、代表者はエの要件を満たしていること。

4. スケジュール

本プロポーザルの選定に関するスケジュールは、下表のとおりとする。

内 容	日 程
(1) 募集の開始	令和 8 年 4 月 28 日（火）
(2) 質問書の受付期間	令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 5 時必着
(3) 質問に対する回答	令和 8 年 5 月 13 日（水）
(4) 参加表明書兼誓約書提出期限	令和 8 年 5 月 15 日（金）午後 5 時必着
(5) 企画提案書の受付期間	令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 5 時必着
(6) プレゼンテーション	令和 8 年 6 月 18 日（木）
(7) 審査結果通知	令和 8 年 6 月 19 日（金）
(8) 契約締結	令和 8 年 6 月下旬

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

5. 質問受付

(1) 担当課

〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

能登町役場 総務課 危機管理室

TEL : 0768-62-8533

FAX : 0768-62-4506

E-Mail : kikikanri▲town.noto.lg.jp

(セキュリティ上、▲を@と読み替えること)

(2) 関係書類の入手方法

町ホームページより、本業務の仕様書等の関係書類をダウンロードして入手すること。

能登町ホームページアドレス <http://www.town.noto.lg.jp/>

(3) 質問書の受付方法等

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、別紙質問書（様式第1号）に記載の上、次の期限までに提出すること。なお、質問がない場合は提出不要である。

提出期限：令和8年5月8日（金）午後5時まで

提出方法：質問は、電子メールにより質問書（様式第1号）を電子メールにより行うとともに、電話にてメール送付の旨報告を行うこと。これ以外の方法による質問は受付しない。なお、件名は、「能登町地域防災計画等作成業務に関する質問」と明記すること。

メールアドレス kikikanri▲town.noto.lg.jp

提出先：能登町役場 総務課 危機管理室

回答方法：質問に対する回答は、令和8年5月13日（水）までに電子メールにて行う。また、参加表明書を提出した全ての者に通知すべき内容であると判断した場合は、質問内容及び回答を全ての者に電子メールにて送付する。

6. 参加手続等

(1) 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書（様式第2号）

イ 共同企業体届出書（様式第2号の2）

イ 会社概要書（様式第3号）

※パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること。

ウ 業務実績調書（様式第4号）

※業務実績を証明できる契約書等の写しを添付すること。

エ 業務実施体制調書（様式第5号）

(2) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

提出書類1部を持参又は郵送により提出すること。

※持参する場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時の間に持参すること。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とすること。

(4) 提出先

能登町役場 総務課 危機管理室

(5) 辞退

参加申込書提出日以降に提案を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 6 号）を郵送又は持参により提出すること。なお、辞退届提出後は、いかなる理由があっても本提案への再参加は認めない。

7. 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められた参加者は、企画提案書作成要領等に基づき、以下の書類を郵送又は持参により提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（概要）（任意様式）

A 4 サイズ、1 枚以内。500 字以内（タイトルは含まない。）で企画提案書のポイントをまとめること。

イ 企画提案書（任意様式）

A 4 サイズ、40 枚以内、片面印刷で作成すること。

評価項目について、必ず提案を行うこと。

ウ 見積書及び内訳書（任意様式）

提出部数は 6 部。なお、正本の内容を PDF データとして格納した CD-R 等の記録媒体を 1 枚提出すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出方法

提出書類 6 部、記録媒体を持参又は郵送により提出すること。

※持参する場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時の間に持参すること。

郵送の場合は、必ず「簡易書留」とすること。

(4) 提出先

能登町役場 総務課 危機管理室

8. 審査等

(1) 審査委員会

このプロポーザルのために組織した審査委員会において採点する。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合、減点することがある。

(2) 審査方法

全ての提出書類のほか、参加者によるプレゼンテーションの内容に基づいて、総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

(3) 優先交渉権者の選定

町の職員で構成するプロポーザル審査委員会において、下記「(3) 審査基準」

に基づき総合的に審査し、各参加者の順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、総評価点が70点以上であれば、第1位の優先交渉者とみなす。

(4) 審査基準（配点は100点満点とする）

	評価項目	配点
1	本業務の目的や作成方針を確実に遂行できる経験や業務実績を保有しているか。	15
2	本業務の目的達成に向けて、各分野に精通した担当者を適切に配置し、実現性のある実施体制が提案されているか。	15
3	本業務の目的や作成方針を理解し、適切かつ効果的な作業工程が提案されているか。	10
4	多様な主体にとって、理解しやすい計画等となるよう、工夫された構成や記述方法等が提案されているか。	10
5	能登半島地震・奥能登豪雨で得られた知見や教訓が効果的に反映される取組や手法等が提案されているか。	10
6	訓練や研修・協議を実施することにより、官民連携による災害対応や事前防災、復興まちづくりにつながる効果的かつ具体的な手法が提案されているか。	15
7	本業務の目的をより効果的に達成するための独自性や独創性のある提案がなされているか。	15
8	提案内容に対して見積金額が妥当か。	10

(5) プレゼンテーション

提案者は4名までとする。原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が、企画提案書の内容に基づき説明を行うこと。（業務責任者は必ず出席すること。オンラインでの出席は認めない。）

① 日時

令和8年6月18日（木）

時刻は、参加表明書提出者に別途通知する。プレゼンテーションの順番は事務局による抽選にて決定する。

② 実施時間

プレゼンテーション 30分以内、うち質疑応答 10分程度

③ 注意事項

- ・提出以降の企画提案書などの追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出した企画提案書以外の資料は使用しないこと。
- ・プレゼンテーションに必要なスクリーン、プロジェクターの機器類は、本町で用意する。なお、HDMIケーブルが接続できるパソコンその他の機材については、提案者で準備すること。

(5) 審査結果通知

審査結果については、令和8年6月19日（金）に全ての提案者に対し電子メール

にて通知し、町ホームページに公表する。

(6) その他

プレゼンテーションに参加しなかった場合は、失格とする。

プレゼンテーション審査は、非公開とする。

審査における経緯、内容及び結果等に対する異議や問合せには応じない。

9. 契約

- (1) 企画提案書の内容について、本町と優先交渉権者との協議により仕様書を調整し、業務内容を決定後、能登町財務規則（平成 17 年能登町規則第 33 号）に定める随意契約の手續に基づき、再度の見積書により契約書を取り交わす。なお、協議内容が不調となった場合は、次点の受託候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 最高得点を取得した者が複数ある場合は、見積金額の最も低い事業者を契約候補者とする。
- (3) 契約保証金は、能登町財務規則第 111 条各号の規定に該当する場合は、免除する。
- (4) 契約書の作成は、受託者が本町と協議の上、作成する。
- (5) 本契約は、令和 8 年度、令和 9 年度、令和 10 年度の債務負担による契約である。支払いは、各年度の業務完了後に一括で支払う。
- (6) 受託者は、本町の承諾を得ることなく受託業務を第三者に委託してはならない。
- (7) 受託者は、業務を再委託する場合は、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

10. 特記事項

- (1) 提案書等の作成・提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 災害の発生等のやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (5) 提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、能登町情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号）の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ町に申し出ること。本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、町が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。

11. 提案書等の提出・問合せ先

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津卜字 50 番地 1

能登町役場 総務課 危機管理室

電話：0768-62-8533 FAX：0768-62-4506

電子メール：kikikanri▲town.noto.lg.jp